

産業機械業界における 型取引適正化の取組について

令和2年8月27日

一般社団法人日本産業機械工業会

これまでの工業会の取組(1)

- 適正取引自主行動計画推進委員会(2018年4月設置)
 - 工業会内の適正取引推進組織
 - 自主行動計画の改正等
 - フォローアップ調査(2018年、2019年)

- 周知・啓発
 - 経済産業省から直接説明を受ける機会を設定
 - 運営幹事会(会長等50名程度出席)の場で6回実施

これまでの工業会の取組(2)

➤自主行動計画(規定事項の例)

□発注時の書面交付

発注に際しては曖昧な契約とならないよう、発注内容、納期、価格、支払い期日等を協力企業と十分な協議を行った上で、契約条件を記載した書面を必ず交付すること。

□専用品・専用設備の保管等

保管費用の負担、保管義務期間、型の返却や廃棄の基準、申請方法等について、十分協議して生産に着手するまでに合意するように努めること。

補給品の金型を協力企業が保管する場合は適正な費用を負担すること。

□支払い方法

下請代金の支払いは、できる限り現金にすること。

手形等で支払うときは、割引コストが協力企業の負担にならないよう十分に協議すること。
手形サイトは段階的に短縮すること。

会員企業の取組事例

➤会員企業における法令遵守の取組

□全社員に対して、法規制等に関してeラーニングを実施している。

□調達担当者が関係省庁主催の下請法講習会へ参加している。

➤適切な価格設定等

□定期的、一方的、杓子定規なコスト低減要求を行わない。

□協力企業からの値上げ要求への対応が適切か、資材管理部門が取締役会等に報告し監査を受けている。

➤型の費用の扱い

型は無償貸与を原則とし、取引先が準備する場合は協議の上、計画期間や台数等を明確にして製品単価に上乗せ。台数が満たない場合でも期間完了時に一括支払いを明確にしている。

➤型の保管費用

協力企業において、貸与資産の保管費用が発生した場合、保管費用を支払い。

➤製造打切り製品の補修部品供給

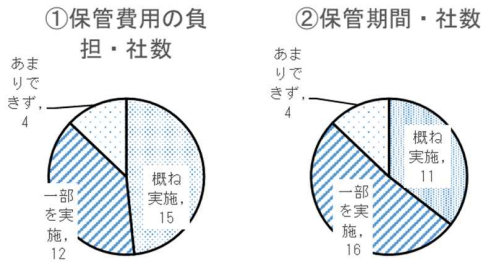
量産終了後、一定期間の部品供給サービス終了後、さらに供給サービスが必要な場合は、協力企業と協議を行い代替品を含めて調整。

フォローアップ調査(令和元年09-10月より)

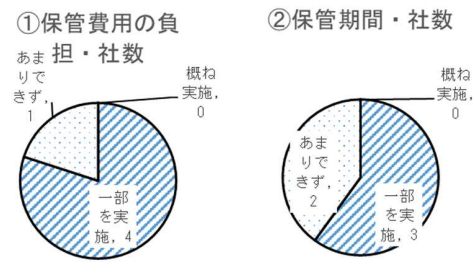
➤型管理の適正化や改善の取組の実施について

- 発注側・受注側ともに、「概ね実施」「一部実施」が大半
- 「あまりできなかった」企業が、発注側・受注側ともに数社

(発注側)



(受注側)



工業会の取組の進捗状況等

➤振興基準等の会員企業への周知

- 「振興基準(改正)」及び「型取引の適正化推進協議会報告書」の周知

➤適正取引自主行動計画推進委員会の開催

- 「型取引の適正化推進協議会報告書」の説明
- 中小企業政策審議会取引問題小委員会からの依頼事項の検討

➤取組事例の充実・共有

- 取引適正化の新たな取組事例をとりまとめ、会員各社と情報共有

➤フォローアップ調査

- 会員企業の取引適正化の進捗についてフォローアップ調査を実施